

建設委員会記録

[第2日目]

1 日 時 平成30年3月16日（金曜日）

開 会 午前 9時58分

散 会 午後 0時 8分

2 場 所 第4委員会室

3 出席委員 9人

委員長 横野 昭

副委員長 尾上 一彦

委員 岡部 享

// 石森 正二

// 押田 大祐

// 金井 毅俊

// 松井 桂将

// 村家 博

// 五本 幸正

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【消防局】

消防局長	戸川 治朗
消防局次長	青野 泰典
総務課長	相澤 充則
予防課長	根塚 英也
警防課長	高田 敏久
通信指令課長	河部 勝巳
総務課主幹（人事担当）	浦山 信之
予防課主幹（予防企画・違反処理・技術指導担当）	藤井 勉
警防課主幹（救急・技術指導担当）	上野 泰也
警防課主幹（防災・技術指導担当）	松井 孝博
通信指令課主幹（通信・次期消防総合指令情報システム更新整備担当）	井原 毅
総務課主幹（調整担当）	岸 隆志

【都市整備部】

都市整備部長	高森 長仁
都市整備部次長（技術担当）	中村 雅也
都市整備部次長	舟田 安浩
参事（建築指導課長）	栗島 正憲
都市政策課長	狩野 雅人
中心市街地活性化推進課長	堀田 英樹
居住対策課長	高森 隆
交通政策課長	古西 達也
富山駅周辺地区整備課長	村井 真哉
路面電車推進課長	高田 秀昭
都市再生整備課長	守山 裕一
都市政策課主幹（調整担当）	卜蔵 雄治

6 職務のため出席した者

【議会事務局】

議事調査課長	福原 武
議事調査課主任	金井 沙織
議事調査課主任	河原 絢加

7 会議の概要

- 委員長 ただいまから、建設委員会を開会いたします。
五本委員から都合により遅れるとの連絡がありましたので、御報告いたします。
これより、消防局所管分の議案の審査を行います。
- 議案第1号 平成30年度富山市一般会計予算、第1条歳入歳出予算中、歳出第9款消防費、第2条継続費中、第9款消防費、
議案第55号 富山市消防団条例の一部を改正する条例制定の件、
議案第56号 富山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件、
以上3件を、一括議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。
- 消防局長 〔挨拶〕
- 総務課長 〔議案説明資料により説明〕
- 委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。
- 村家委員 大沢野消防署改築事業について、今年度から行われているということで、本当にありがと

うございます。耐震性能の点から関連してなのですが、このような建てかえや改修が必要な庁舎があるのかどうなのか、その整備事業について聞かせていただければと思います。

総務課長

現在、旧耐震基準の庁舎で建てかえが必要になっておりますのは、4カ所ございます。来年度に実施設計を行います大沢野消防署、富山消防署の南部出張所、同じく富山消防署の北部出張所、富山北消防署の海上分遣所の4カ所でございます。来年度に大沢野消防署の実施設計を行いまして、残りの3カ所につきましても、今後耐震診断等の調査を行いながら、老朽化度を勘案して、順次、計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。

村家委員

当然、耐震性能が一番です。予算の関係もありますが、順次、計画的に取り組んでいかれるということで、しっかりと対応をしていただければというふうに思います。

石森委員

議案説明資料3ページの分団運営活動費について、救助用半長靴を整備していただけたということですが、従来のものと、この長靴について、特に大きな改善点というか、何か従来のものに不備があってこのように改めて整

備されるのかということと、価格が幾らくらいするものなのかということ、また、2年間に分けて支給するというふうになっておりますけれども、そのあたりを含めて説明していただければと思います。

総務課長

従来、消防団員にお渡ししておりました長靴につきましては、踏抜き防止ということで靴底にステンレスを入れたものでございました。今回配備いたしますのは、当然、ステンレスを入れて踏抜き防止になっております。ほかに、側面にアラミド繊維というものを織り込みまして、突刺し防止や切創性に高い靴としております。あわせて、編上げとなっておりますので、足との密着性が高くなるということで、炉の中に入ったりした場合でも、抜けにくい形になり、現在職員が使っております長靴とほぼ同じ規格となっております。整備につきましては、1年目で団員の半数分を整備し、2年目で残りの団員分の整備をというふうに考えております。財源のことも考えまして、2カ年の整備とさせていただきます。価格につきましては、1足9,200円ほどいたします。

石森委員

何となく靴は丈夫そうなのですが、今ほど言

われた紐の部分はどのような形になりますか。

総務課長 紐の部分についても、しっかりと耐性を確保したいと考えております。

押田委員 議案説明資料5ページにあります、災害対応用資機材等の整備についてですけれども、高度救助用機器を更新されるということであり、300万円の予算が計上されておりますが、これは地中の生存者を探すという機械だというふうに認識をしております。災害現場になりますと、かなりの雑踏であったり、声であったり、いろいろな音が出ていると思うのですけれども、実際に雑踏の中での性能はどうかということについて、教えてください。

警防課長 この高度救助用器具—地中音響探知機ですが、雑音とか騒音の中では確認できない、使用できないというものでありまして、瓦れきの下とか、倒壊建物の下にいる人を検索するというので、もし生存者の方が音を出していたり、体を動かしたりという振動や発する声をこの機械で確認するわけです。現場ではサイレントタイムといいまして、現場活動をしているときに周りで活動している隊員にしばらく

く静かにしてくれということで、要は基本的には静かな状況を確認して、その間に微弱な音、音声とか振動を発見して、そこに生存者がいるということを確認する機械です。騒音や雑音とかがあると使えない、確認できないというものになります。

押田委員 富山市内及び富山県内での使用例があるのかどうか、また、いろいろと協力をしていると思いますが、いろんなところに救助や応援に行ったときに使った例があるものなのかを教えてください。

警防課長 富山市では、幸いにもそういったことはありませんので、現場では活用しておりません。訓練では常にこういったものを使用して、熟練度を高めているものであります。他都市への応援においてでもですが、この機械は平成7年の阪神淡路大震災以降—それ以降も災害等がありますけれども、実用実績は確認しておりません。

押田委員 災害はどんどん増えていきますので、今後、富山市においても—富山県と言ったほうがいいのか、中山間地や山間地のほうで土砂崩れということがあって、いつ巻き込まれるかと

いうことはわからないと思いますので、導入されるということであれば、その訓練をしっかりとさせていただいて、いざというときに備えていただければ有効になるのかなと思います。

尾上委員

議案説明資料6ページの消防車両等整備事業費について、少しお聞きしたいことがあります。分団に配備されます消防車について、私の家の近所にある分団の消防車は、旧大沢野町時代に導入したものですから、富山市の考え方と若干違うのかもしれませんが、あるのかないのかもわかりませんが、運搬車というリアカーみたいなものがついてくると思うのです。多分、今回も一最近入ったものを全部見ますと、後ろに運搬する台車といえますか、リアカーみたいなものがついていると思うのですが、消防団員から、そのタイヤは空気を入れるタイプで、一生懸命に整備はしているのだけれども、いざ使おうと思ったときに必ずしも空気がちゃんと入っていないことがあると聞いております。今回整備される分や過去に整備した分のタイヤをノーパンクタイヤにしてくれないかという御意見を聞いているのですが、そこら辺の考え方を教えてもらえるとありがたいのですけれども。

警防課長

委員が言われたようなノーパンクタイヤということは私も今聞いたのですけれども、タイヤについては常に点検等一空気圧が抜けている場合については、補充するようにお願いをしております。そういうタイヤもあるということもお聞きしており、現状は空気を入れるタイヤで対応しておりますが、それも含めてまたこれからも検討といたしますか、そういった対応についても確認していきたいと思えます。

尾上委員

別に整備を怠っているわけでも何でもないのですけれども、自転車のタイヤもそうですが、1日乗らないだけで、パンクしているわけでもないのに、空気が抜けているというようなこともあります。いつ何時出ていかなければならないのかわかりませんし、どんなふうに使わないといけないのかということもわかるわけではないので、やはり、なるべくメンテナンスに気を使わなくても使えるような装備にしていただけるとありがたいなというふうに思います。今後とも新車を導入するときとか、できれば既存のものも、取りかえのタイヤを支給していただくと非常にありがたいというような御意見もいただいておりますので、御協力いただければというふうに思いま

す。

押田委員 議案説明資料7ページの消防艇のことについてなのですが、消防艇の中間検査ということで、920万円という金額が出ております。まず、素朴に聞きますけれども、この消防艇神通というのは一体幾らくらいする船なのかということをお教えください。

警防課長 この消防艇神通は昭和63年度に導入しております。そのときの購入価格は約2億円です。

押田委員 かなり高額な船であるということがわかりましたけれども、2億円も投入したからには、富山市においてどのような目的で導入したのか、またこういう機能を持っているのだということについて教えてください。それと、出勤履歴について、これまでどんな形であったのかという一できるだけ出勤していないほうがいいのでしょうか、もしあれば教えてください。

警防課長 この船は、伏木富山港一国際拠点港湾ですので、そういったところにおいて市区町村は船を持つということで、導入しております。性能についてですが、総トン数が35トンであ

りまして、消火対応ということであれば、最大で毎分2万2,000リットルの放水ができます。通常、ポンプ車は毎分約2,000リットルですので、ポンプ車に換算すると11台分ということで、それだけの放水が一気にできるというものであります。海上からでも陸に一要は契約している船とかにも放水するために導入しております。また、遭難救助という面でも導入しております。先ほど委員が言われた消防艇の実績ですが、過去5年間において火災はありません。水難救護については18件出動しています。昨年は火災はありませんけれども、消防艇の出動は水難救護で、トータル3件出動しております。

押田委員

今、すごい性能があることがわかりましたし、救難艇を使われているということで、なるほどというふうに感じました。あと、中間検査に920万円ということですが、申しわけないのですが、私たちが普段使う一般的な乗用車の1年点検みたいなものかなというイメージが多少なりともあるのです。920万円というすごい金額の検査とは一体どのような検査なのか、最後に教えてください。

警備課長

5年ごとに定期検査を受けるのですが、この

中間検査は、その間に受ける検査であります。中間検査も定期検査も、まず船の外観の検査がありますし、エンジンなどの機関、消防の配管やポンプの点検など一要は中間検査のときには能力検査を含めて行います。それにあわせて、検査を受けるために必要なさびどめ塗装補修作業、配管などの交換、エンジンの出力の低下ということで、部品交換などがあります。そういったことを含めて、検査を受けるための整備の費用がこれだけかかるということで、この金額になっております。

押田委員

十分にわかりました。これも先ほどの高度救助用器具と一緒に、できるだけ使ってほしくないですけども、整備しておかなければいけないものだということがわかりました。実際に18件も救助に出ているということでありますので、整備を進めてください。続いて、別の質問に移ります。議案説明資料11ページ、12ページになりますが、消防総合情報管理システム整備事業ということでありますけれども、イメージ図があるので非常にわかりやすかったです。こういったLANシステムを導入して情報管理をしていくということはわかるのですけれども、各LANの端末に対する無停電電源装置がどのように

整備されているのかを教えてくださいたいと思います。

通信指令課長 今ほどお尋ねの件でございますが、このイメージ図をごらんいただきながら説明させていただきたいと思います。まず、富山市消防局という枠の中に設置されております各装置につきまして、作戦指令室表示板というところに書いてある、大型モニターと電子ホワイトボードの2つを除く全てに無停電電源装置が接続されておりました、瞬断と言われる短時間な電圧低下ですとか、長時間にわたる停電に対応できるように接続されております。

押田委員 消防局内は大体のイメージがあるのです。瞬間的にUPSであったり自家発電に切りかわったりというイメージは何となくあるのですけれども、この高所監視カメラであったり、車両であったり、消防署であったりというところが、どこまで無停電でいられるのか—いわゆる頭の部分がしっかりしていても、手足の部分までしっかり神経が通って動くのかどうかということが災害において一番重要なので、末端部分のUPS—無停電電源装置に関してはどうでしょうか。

通信指令課長 今、御質問の消防署に設置してあります司令系統の各装置でございますが、指令が流れる装置につきましても、UPSが接続されておりました、停電等に対応しております。また、高所監視カメラに関してはそれ自体に蓄電池が接続されておりました、ある程度の時間は確保できます。それ以降は自家用発電機が作動いたしまして、稼働できるようになっております。

押田委員 今、蓄電池という話も出ましたが、時間等がどの程度あるのか、停電の復旧にどれくらいかかるのかということも想定しながら計算されていることなのだと思いますけれども、ここではちょっと時間がなくなりますので。それも踏まえて、せっかくここまでの整備を行なって、これから多分10億円以上の整備になると思うので、それが機能するように、不測の事態に備えた整備をお願いしたいと思っております。

岡部委員 議案説明資料2ページの職員研修費の関係でございます。救急救命士の養成計画が書いてありますが、現在は何名おられるのかということと、将来的に何名を目指しているのかということ、それとどちらに派遣をしていくの

かということをお聞かせください。

総務課長

救急救命士の人数につきまして、現在、活動している救命士は76名でございます。養成人数につきましては、現在、富山市では16隊の救急隊を運用しておりますが、救命士は、定期的に病院実習などを行います。また、処置範囲の拡大等に伴いまして、講習等が必要になってまいりますので、常時1名が乗車できるようにということで、1隊当たり5名を考えております。ですので、目標につきましては80名を活動人員ということで考えております。養成場所につきましては、現在も派遣しております東京の救急救命東京研修所への派遣を考えております。

岡部委員

大変重要なことでありまして、限られた人数の中で、半年間の研修という長い期間ですけれども、ぜひしっかりと人数確保に努力いただきたいと思っております。

五本委員

議案説明資料6ページの水難救助用水上バイクについて、ことしが初めてだと思うのですけれども、1艇だけだと。これを北のほうに置くと。理屈はわかるのですが、では、神通川のいろいろと抱えているところは要らない

のかとか、このような気もするのです。北署に置かれるという理屈はわかるのですが、北署管轄から見れば、岩瀬や和合は事業者が多いから、こういうことに結構注意しているのですよ。逆にちょっとうっかりとあって、何か事故があったというのは神通川に多いのですよね。そのエリアに置く必要はないのかということが1点と、2艇、3艇と購入するほど特殊なバイクで一高価なのかという、その2点について。

警防課長

今回導入する、この水難救助用水上バイクですが、今現在持っている救命艇は、天蓋つきの救命艇になります。これは大体時速35キロメートルほどで、水上バイクというのはメーカーでは最大毎時100キロメートルとっておりますけれども、操縦している方に聞くと、熟練者でも大体毎時60キロメートルくらいというふうにお聞きしております。時速60キロメートルの計算でも、岩瀬浜、八重津浜へは大体1.5キロメートルほどありますので、単純計算では約2分で行けます。今持っている救命艇よりもすごく迅速に動けるものであります。また、市境の東は上市川、西については打出のほうまでですが、こちらのほうについても9キロメートル、10キロ

メートルありますので、単純計算ですが、9分、10分で行けると思います。まず一番重要だと考えたのは、現状でそこで溺れているといった場合については、やっぱり水上バイクという迅速に動けるものを導入して、まずは現場へ行くと。要救助者をすぐに確認しに行って、もしそのまま救助できれば沿岸に一海水浴場でしたら、そのまますぐに浜へ運べますし、救命艇ですと船外機がついていきますので、なかなかすぐにとというわけにはいきません。そういったものを含めまして、溺れている方がおられれば、そのまま救助できるという簡単な一簡単なと言ったら失礼ですけども、容易に迅速に救出できるということで、スピーディーで迅速性のある水上バイクをまずは1艇入れて、富山市内の沿岸もしくは河口付近、そういったところについて対応したいと思っております。

五本委員

そうしたら、私の思い違いもあると思うのですが、簡単に言ったら、北署にだけ待機させておくと。思うのは、水橋にフィッシャリーナがあり、それから和合にもあると。ではそこに1艇ずつとめておけば、事故が起きた場合にすぐに飛んで行って、神通川流域まで操舵できると。けれども、わかりやすく

言えば、和合に置いて、神通川へ上がらせるのか、消防車が飛んで行って、乗りかえて走ったほうが早いのか、北署に置いておいて、岩瀬からぱっと走ったほうが現場に着くのは早いような感じになりますね。そういうことです。そういうことなら理解できるのですよ。わかりました。

消防局長 いずれにしても初めて導入するものですから、とりあえず運用してみまして、またその結果等々を見ながら検討してまいりたいと思っております。

五本委員 わかりました。要望ですが、そんな極端に高い一何千万とか何百万というものではないのですよね。

消防局長 300万円ほどです。

五本委員 そんなにするのですか。認識不足でありました。

消防局長 船体自体は140万円ですが、浮き船台一即応できるように、浮かべた台の上に一それこそ五本委員はよく御存じだと思いますが、海上分遣所の横に浮き船台というものを置いて

おきまして、それですと、滑らせて水面に置けると。それがないと、やっぱり上からおろしてということで、レスポンスが遅れるといえますか、やっぱり市長も、とにかくこの機動力、スピード—要は時間的な速さというものも含めて求めるので、シーズンになりまして、6月くらいに海開き等が始まりましたら、浮き船台の上に載せておきまして、すぐに飛び乗っていけるように運用したいというふうに思っております。

五本委員 すみません、認識不足でありました。頑張ってください。

石森委員 議案説明資料15ページの富山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について質問させていただきます。改正概要の中で、現行は配偶者が333円で、この後217円—単純に思うのは、なぜ下がるのかということです。何も考えずに質問いたしますが、それについて、簡単で結構ですが説明いただければ。

総務課長 先ほども申し上げさせていただきましたが、この改定につきましては、一般職員の給与に関する法律の改正により行われたもので、減額になった理由につきましては、我々ではち

よっとお答えできません。申しわけございません。この公務災害の補償についてですが、簡単に概要のほうを説明させていただきます。今回改正いたしますのは、扶養加算額という部分でございます。公務災害の補償に関しましては、基本的に基礎額と扶養加算額を足したものに倍数を掛けて年間の金額がはじき出されます。団員の方の階級と団員歴によって、まず基礎額が決められます。そこに、今回改正がございます配偶者とか、お子さんの加算額が加算されることとなります。奥さんの場合は、今回の改正で217円、お子さんに関しては逆に267円から336円に上がるという形になります。今回の改正で影響を受けますのは、遺族年金補償という形で、富山市には1名いらっしゃいます。その方に関しましては、今回の改正によって、年額で言えば、逆に1万4,300円の増額という形になっております。

石森委員 ありがとうございます。

委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって、議案の質疑を終結いたします。

 これより、議案第1号中消防局所管分、議案第55号、議案第56号、以上3件を一括して討論に入ります。

 討論はありませんか。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。

 これより、議案第1号中消防局所管分、議案第55号、議案第56号、以上3件を一括して採決いたします。

 各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。

 よって各案件は、原案可決されました。

 以上で、消防局所管分の議案の審査を終了いたします。

 次に、消防局所管分で、議案以外に何か質問はありませんか。

松井委員 平成28年6月定例会で消防におけるドロー

ンの導入についてのやりとりがあり、今年度にまた出てくるのかなと思っていたらなかったのですが、今、その導入に向けて何かあればお聞きしたいと思います。

警防課長

ドローンにつきましては、現状では保有していませんが、当時の答弁でもありましたけれども、今、国のほうでドローンの試作機を政令都市などに貸与して、どんな災害に対応できるのかというような機能や実績等を確認しておられます。それに伴って、調査・研究をしているということで、こういったドローンが一番ベターなのか、災害時に一番使えるのか一要素は風とか熱といったものには弱いという面も聞いております。そういったものをどう克服して現場で使うのかということは今研究しておられる段階で、そういったような状況を踏まえながら、現場で使えるようになれば導入はしてまいりたいと思っておりますが、運用面と安全管理ということがやはり一番言われております。昨年、墜落があったものですから、操縦の熟練度なども考えております。そういったものを踏まえてですが、調査・研究して考えていきたいと思っております。

松井委員

突発的な大きな災害、立入り禁止のところや、

火災現場といったところのドローンの導入というのは間違いなく来るのではないかなと思っております。やはり今のところ、いろんなリスクもありますけれども、前向きに取り組んでいただけるようお願いしたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。以上で、消防局所管分を終了いたします。消防局の皆さんは、退室願います。説明員を交代いたしますので、しばらくお待ちください。

〔消防局退室／都市整備部入室〕

委員長 これより、都市整備部所管分の議案の審査を行います。

議案第1号 平成30年度富山市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第8款土木費中、都市整備部所管分、第3条債務負担行為中、都市整備部所管分、
議案第16号 平成30年度富山市軌道整備

事業特別会計予算、
議案第52号 富山市コミュニティバス条例
の一部を改正する条例制定の件、
以上3件を、一括議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

都市整備部長 〔挨拶〕

都市整備部次長 〔議案第1号中
都市整備部所管分の概要について、
議案説明資料により説明〕

都市政策課長 〔議案第1号中
都市計画基礎調査について、
コンパクトなまちづくりに伴う都市的指標調
査事業について、
中心市街地における自動二輪車駐車場利用促
進事業について、
健康まちづくり推進事業について、
まち並み修景等補助事業について、
景観まちづくり推進事業について、
屋外広告物適正化事業について、
議案説明資料により説明〕

交通政策課長 〔議案第1号中
高山本線活性化事業について、

不二越・上滝線活性化事業について、
公共交通活性化補助事業について、
公共交通利用促進啓発事業について、
生活交通対策事業について、
議案説明資料により説明]

建築指導課長 〔議案第1号中
木造住宅耐震改修支援事業について、
アスベスト除去等支援事業について、
議案説明資料により説明]

富山駅周辺地区
整備課長 〔議案第1号中
富山駅周辺地区南北一体的なまちづくり事業
（駅周辺等整備）について、
富山駅周辺地区土地区画整理事業について、
議案説明資料により説明]

路面電車推進課長 〔議案第1号中
富山駅周辺地区南北一体的なまちづくり事業
（路面電車南北接続第2期）について、
市内電車環状線事業について、
富山港線路面電車事業について、
LRTネットワーク形成事業について、
議案説明資料により説明]

中心市街地活性化推進課長 〔議案第1号中
おでかけ定期券事業(バス・電車・路面電車)に
ついて、
交通空間賑わい実証事業について、
富山水辺の映像祭作品ライブラリ設置事業に
ついて、
中心市街地活性化事業について、
議案説明資料により説明〕

都市再生整備課長 〔議案第1号中
拠点まちづくり支援事業について、
総曲輪三丁目地区市街地再開発事業について、
中央通りD北地区市街地再開発事業について、
議案説明資料により説明〕

居住対策課長 〔議案第1号中
まちなか居住推進事業について、
公共交通沿線居住推進事業について、
通学定期補助事業について、
空き家対策事業について、
八尾地域滞在体験施設整備事業について、
議案説明資料により説明〕

路面電車推進課長 〔議案第16号について、
議案説明資料により説明〕

交通政策課長 〔議案第52号について、
議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

尾上委員 議案説明資料13ページの生活交通対策事業についてですが、地域の公共交通の維持に積極的に取り組んでいただいて、本当にありがとうございます。この中の大沢野地域シルバータクシー運行事業について、1つお願いをしたいというふうに思います。例えば、おでかけ定期券は65歳以上の年齢というふうになっているのですが、この大沢野地域シルバータクシー運行事業については、原則70歳以上ということになっておりまして、場合によっては65歳からも利用できるということになっています。65歳に引き下げたら利用者がどれだけ増えるのかということは、私も確認はしていないのですが、65歳から使えるようにしてくださいというような御要望があるのと、今、事業をしていただいておりますタクシー会社さんのほうからも、もう少し利用者が増えると、利用料金が徴収できてありがたいというような要望もあります。何とか原則70歳以上というのを、ほかのお

でかけ定期券等と同様に65歳に引き下げて
いただきたいというふうに思うのですが、御
見解をお伺いできませんでしょうか。

交通政策課長 今ほどおっしゃっていただきました要望につ
きましては、全てを最初からというのはなか
なかできないと思います。来年度からおでか
け定期券と同様に、65歳という基準はある
のですけれども、今までは誕生日から使える
ということにしておりましたが、来年度から
は、その年に65歳になる方については、お
申込みいただいてもいいというような改正を
考えておりました、それで利用者の利便性が
少しは図られるのかなと今のところは思っ
ております。そういった検討については引き続
き行っていかなければならないと思ってお
ります。

尾上委員 たしかシルバータクシーは原則70歳からだ
ったと思うのですけれども、それも65歳に
下げるという考え方でしょうか。

交通政策課長 今、70歳と65歳という2つの区分がござ
いまして、たしか65歳以上だけの世帯の場
合と、70歳以上の方で自由に使える交通が
なければ使えるという区分だったと思います。

その区分は変わりませんが、10月が誕生日であれば、10月から使えたものを4月1日から使えるようにするという改正を行うこととしております。再度になりますが、少しずつ改正できることについては改正いたしまして、利用しやすいように努めてまいりたいと考えております。

尾上委員 何とか一律で65歳に引き下げていただけるよう、引き続き御検討のほうをよろしく願います。

石森委員 議案説明資料2ページをお願いいたします。都市計画基礎調査ということで書いてあり、概ね5年ごとということですが、前回は何年に行われたのでしょうか。

都市政策課長 前は平成25年に実施しております。

石森委員 それで、目的のところにも書いてあるのですけれども、都市計画区域における人口、産業、土地利用云々の調査ということになっておりますが、当然5年前を踏まえていろいろと計画をされてきていると思うのですけれども、今回の調査は、内容的には前回と何か変化はあるのでしょうか。

都市政策課長 基本的な調査項目については、前回の調査と一緒にです。ただ、国のほうで定めた要領に従って行いますので、若干、必須項目を絞り込んだ形で実施することになります。

石森委員 概ね何世帯というか、調査される件数というか—そういう数字というのはわかりますでしょうか。

都市政策課長 都市計画基礎調査の都市計画区域全体の調査になりますので、何世帯といたしますか、例えば人口も調査いたしますし、それから土地利用の状況も調査いたしますので、具体的に何件ということではなく、実態を把握するというような調査になります。

石森委員 委託料が1,500万円というふうに書いてあるものですからお聞きしたいのですが、前回の委託料はどうであったのかということと、1,500万円ですから、入札か何かをされるのでしょうか。

都市政策課長 前回の調査につきましては、予算額しか手元がないのですが、前回の調査は1,850万円でありました。入札によって、一般的には若干下がるのではないかなというふうに思っ

ております。

石森委員 どのくらいの期間を経て調査をされるのでしょうか。

都市政策課長 調査につきましては、平成30年度いっぱいかかると思っておりますが、調査を早々に発注しますので、恐らく年が明けたころには概ねの結果が出てくるのではないかなと思っております。

石森委員 年明けというのは、来年の1月のことなのでしょうか。

都市政策課長 来年の1月、2月を想定しています。

石森委員 来年度調査されるということは、当然その基礎資料ができてきて、平成31年度からそれを活用されるということになろうかと思うのです。お願いしたいのは、今ほど申し上げたとおり、5年前に調査をされていて、平成30年度も調査をされるということは、当然、それをもとにいろいろと見直しをかけられたものについて、成果があったり、逆に反省といたしますか、効果がなかった云々があると思うのですが、調査と同時にそうした検討され

たものも何か資料として出てくるのでしょうか。

都市政策課長 基礎調査でございますので、具体的な現況把握を行うのみでございます。ですから、その調査結果を踏まえて、何か新しい施策の検討ですとか提案というものについては、また別途になると想定しています。

石森委員 その基礎資料というのは、来年の1月なり2月にまとめられて、私たち一般市民が目にする資料になるのでしょうか。

都市政策課長 調査のもとになっている資料の多くにはなかなか公にできないものもございます。現状としては、いわゆるデータをオープン化するというところまでには至っておりません。ですから、庁内で活用するさまざまな調査の基礎資料として使うものに対応しているところです。

石森委員 いろんな予算の中で、多分その基礎資料としたものが出てくるとは思うのですけれども、なるべく公開し得るものについては、ぜひ資料として提供していただければありがたいと思います。

都市整備部長 都市計画基礎調査につきましては、御存じのとおり都市計画法に定められた5年に一度の調査ということになります。これまでの右肩上がりに人口が膨れていくときは、やはり都市の形というのは非常に効率よく広げていかなければいけないということで、いろんな土地利用だとか、あるいは都市施設の整備状況、あるいは個別の住宅なのか、工業施設なのか、商業施設なのかということ进行调查しつつ、どうやって都市をコントロールしていくのかということに使ってきたわけです。近年、人口が減り始めていますけれども、やはり法に定められている調査ですので、先ほど都市政策課長が言いましたように、調査項目がだんだん変わりつつあって、我々がやっているようにマクロではなく少しミクロで見ていくということに重きを置いています。したがって、ないとは思いますが、第一種低層住居専用地域の中に、例えば事務所とか工場があるのかなのかということや、あるいは用途地域をつけていますけれども、本当にその用途の用に使われているのか、少し見直したほうがいいのか、少しミクロな視点で、今後調査を進めていくことになります。当然そういったデータは一般公開できますので、また、ごらんいただければと思います。

石森委員 それなりの金額になっておりますので、ぜひ有効に使っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

尾上委員 まちなか居住推進事業や公共交通沿線居住推進事業について、引き続き実施していただきまして、本当にありがとうございます。こういった取組みで、公共交通の利便性のいいところに住んでいただいて、富山市が目指すコンパクトシティの実現につながっていくのだというふうに思っているのですが、ちょっと調べてくればよかったのですが、住宅取得補助について、自己資金で買おうが、借金をしようが、単にそれはその地域に住んでもらうという目的であって、それについて助成をするというものではなくて、家を建てるという目的の補助というふうに考えてよろしいですか。

居住対策課長 住宅取得支援事業補助金ですが、御指摘のとおり、まちなかあるいは公共交通沿線で、一定程度の水準以上の住宅を建設またはマンション等を購入される方に、いわゆる金融機関からの借入額の3%に対して補助を行うと。上限がまちなかでは50万円、それから公共交通沿線では30万円を上限として行うとい

うものでございまして、自己資金、いわゆる借金をしないで建てられるという、余裕のある方といたしますか、そういった方については対象としておりません。

尾上委員 金融機関ということなので、幾ら借金をしていても金融機関から借金しないとだめということですね。

居住対策課長 私どもでいう金融機関は、通常の銀行等、そういったところを条件としております。

尾上委員 確かに余裕のある人に補助するのはどうかということがあるのかもしれないですけども、そういうことがあるから、ここに住もうかといった考えもなきにしもあらずだというふうに思います。税金を使って行う事業でありますので、検討は必要なのだというふうに思いますけれども、金融機関でなくても借金ができるところはあります。やっぱり家を建てるとなると、自己資金だけで建てるという人はなかなかいないと思いますので、幅広く見ていただけるとありがたいなというふうに思います。以前、銀行からではなくて、他所から借りたらもらえなかったというような話を聞いたこともあるものですから、借入金

ということで、幅広く見ていただけるとありがたいなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

松井委員 関連してですが、今のこの2つの事業について、補助限度額がそれぞれ半分に減っている理由をお聞かせください。

居住対策課長 共同住宅建設促進補助について、まちなかや公共交通沿線でアパートやマンションなどの建設を行う事業者に補助を行っておりますが、検討に当たって、補助制度が開始した以降の居住誘導区域、いわゆるまちなかですとか、公共交通沿線ですとか、団子の内外での共同住宅の着工数割合を調査いたしましたところ、居住誘導区域内での着工数の割合、いわゆる供給数が近年非常に伸びています。居住誘導区域内が60%に対して、居住誘導区域外が40%ということで、居住誘導区域内が20%ほど上回っており、今後もこの増加傾向が顕著であるというふうに見られました。これは私どもがこれまで支援を行ってまいりましたことが呼び水となって、効果を一定程度上げているものというふうに考えておりますが、この調査とあわせまして事業者さんにアンケート調査を行いました。今回の見直しに

において、急激に着工数の増加傾向が落ち込むことはないのではないかというようなことを考えております。具体的には、分譲マンションあるいは賃貸マンションを建てておられる事業者さん、これまで補助金を御利用された事業者さんにアンケートを行ったわけでございますけれども、全ての事業者さんが、建設の時点で本補助金が大変影響したというふうに回答していただいている一方で、この補助金を今減額した場合、建設しないという回答がなかったことから、今後補助金を見直しても建設が急激に落ち込むことはないというふうに判断したものでございます。これに加えて、今後はより少ない財源で事業の効果を継続してまいりたいと思います。

松井委員 聞くところによると、国からの補助がなくなったという話なのですか。

都市整備部長 おっしゃられるように、今まで交付金を活用してまいりましたけれども、そういった事業に交付金が充てられなくなってきているのは事実でございます。それもございますけれども、今ほど居住対策課長が申しましたように、今までは、着工件数が団子の中以外のところ

が多かったのですが、逆転したわけです。これはまさにきっかけづくりとしては十分認知いただいたと。それから需要と供給のバランスで、市民の目がやっぱり公共交通沿線に向いたことで、そういうニーズが高まる、そうすると事業者さんもそこで建設するという好循環に入ってきたものですから、きっかけづくりという使命も大分薄らいできたのかなという思いもあります。かと言って、一気に廃止というののもあれですから、様子を見ながらやっていきたいというふうに思っております。

松井委員 今ほどおっしゃったように、事業の効果は十分あって、費用対効果もあったと。2分の1にしたことによって、市の負担はどうなったのですか。

居住対策課長 今回の見直しは、国費相当分に当たる部分を減額したものでございまして、市の負担につきましてはこれまでどおり変わりません。

松井委員 要は市としては出す分は変わらないと。今までどおりということですか。

居住対策課長 そのとおりでございます。

押田委員 今のことに関連して、1つ聞きたいのですけれども、今、都市整備部長が国の補助がなくなったということをおっしゃいました。なぜ国はなくしたのかということについて教えてくださいいただけますか。

都市整備部長 これまでは、社会資本整備総合交付金の効果促進事業という枠の中で、国費を充ててまいりました。ところが、国のほうも財政が厳しいので、いわゆる基幹事業本体のほうに優先配分しなさいということで、そういった効果促進事業というところまでには、今は配分していただけない状況でございます。

押田委員 要は一言で言えば財政ということによろしいのですね。

都市整備部長 今回の見直しは、そういった建設補助の動向、あるいは実際にどういったところに建設されるのかを見比べると、先ほども言いましたように、公共交通沿線のところがどんどん増えてきているわけです。郊外よりも中心部なり、公共交通沿線のほうにたくさん着工されていると。また市民の方もそこにたくさん求められているということがわかりましたので、もともときっかけづくりの補助金—インセンテ

ィブ補助ですので、ずっと継続していくかという、もともとそういうものではないと思っています。そういった市民、民間の動きが安定してしまえば、一定程度の役割が終わるのかなというふうに思っています。

押田委員 今の話はよくわかるのですが、私が聞いたのは、国からの補助がなくなった理由です。国も厳しいと言われたので、要は財政の問題ですよねと聞いたのですのですけれども、違う答えが出たのですが。

都市整備部長 国の内情はちょっとよくわかりませんが、そういった基幹事業に充てなさいという意味では、やはり財政の確保が国土交通省も厳しいのかなというふうには思います。

押田委員 了解しました。
次に別の質問をさせていただきたいのですけれども、議案説明資料12ページの公共交通利用促進啓発事業について、事業内容の(2)の部分をお聞きしたいのですが、駅・バス停別利用促進啓発事業ということで、340万円の予算があります。これはアンケートを行うとあるのですけれども、委託するものなのか、どうなのかということをお教えください

い。

交通政策課長 この事業については、委託を考えております。

押田委員 大体どれくらいの件数をアンケート数として取るつもりなのでしょうか。

交通政策課長 来年度は大泉地区のほうで考えておりますが、具体的な数というのは今年度と同じ程度になるのだろうなというふうに思っております。これは来年度で3年目となる事業でございます。今年度は藤ノ木地区で行わせていただきました。そこでは5,000世帯に対してアンケートを配付しております。ですから、今年度もその程度できればいいかなというふうに思っております。

押田委員 利用者の少ない駅やバス停の周辺ということなのですけれども、そのアンケートで何らかの答え、いわゆる利用者数が少ない理由がおぼろげに見えてきたという場合、都市整備部として、どのような手順をもって改善へと進めていくのかという道筋、スケジュールを教えてください。

交通政策課長 この事業自体は、そういった公共交通が少な

い地域の方々に対して車利用から公共交通に転換していただくように、アンケートなり戸別訪問なりで行動変容を促すというような事業でございまして、その行動変容によって、これまでの車利用から公共交通に転換するといったことで利用促進を図るというような事業でございます。

押田委員

わかりました。アンケートを取って、公共交通について少し意識づけしていくという判断でいいのかなと思いました。進めていただきたいと思います。

次に、議案説明資料26ページについて質問させてください。中心市街地活性化事業とあるのですが、事業内容で総曲輪ファッションビル管理業務というのは、フォルツァ総曲輪のことだと思っているのですが、なかなか利用されていないという話を聞いております。現状はどのような感じになっているのかを御説明いただけませんか。

中心市街地
活性化推進課長

総曲輪ファッションビル管理業務でございまして、総曲輪ファッションビル全体の清掃、光熱費、修繕費などを計上しているものでございまして、平成30年度はビルの西側、南側の外壁の改修を大きな大規模修繕として予

定しているものでございます。そのビルの4階、5階にフォルツァ総曲輪がございますけれども、こちらにつきましては平成28年10月に休止させていただいております、外壁なりの修繕とあわせて、今後の利用について検討していくところでございます。

押田委員 平成28年10月というのは映画館が閉まったときかなとは思っておりますけれども、それ以降大分空いていて、今修繕をすると。これからの展開というか展望というか、こういう形でこういうものを誘致しているといったプランニングがあれば教えてください。あれば結構です。

中心市街地
活性化推進課長 今申しましたように、外壁の改修工事をあわせてやっております、内部の改修も今後していきたいと考えております。それにあわせて、その再開も含めて検討していきたいと考えているところでございます。

押田委員 了解しました。まちなかのいい場所にありますので、できるだけ有効な店舗なり商店を誘致していただければ幸いです。

五本委員 議案説明資料23ページのおでかけ定期券事

業について、前にも議論をさせていただきましたが、9時から17時という時間ですよね。きのうのテレビだったか、富山県の健康寿命の順位について、女性が4位で男性が8位だったということで、健康寿命が延びたというわけですけれども、そうであれば、森市長がおっしゃるように健康を維持するためには歩け、外へ出ろということでございます。民間企業とのいろいろな問題があるとは思いますが、せめて4月から9月の昼の時間が長い、明るい間は18時までというように、何か努力しようという気持ちが当局には全くないように見えるのですが、どうですかね。

都市整備部長 今ほど五本委員から御指摘の時間延長については、たくさんの御意見も伺っておりますが、残念ながら、日中の空いた時間に限りということで事業者と協議が整っておりますので、これはなかなか難しいと思っております。ただ、五本委員が言われるように、これから高齢者が長生きで元気に暮らすという意味では、都市整備部も来年度に名称も変え、新たに歩くということまちづくりとあわせて積極的に検討していくということにしておりますので、おでかけ定期券だけではなくて、地域での外出機会はどうしたら増えるのかとか、そ

うということもあわせて検討していきたいと思
います。

五本委員

きのうまで皆さんと議論してきた中では、1
7時以降は会社も終わって、学生も帰ってく
るということで混雑すると。そういう面では
非常に危険な面もあるということで、不可能
ではないかなというようにお聞きしており、
私もそうかなと思っていただけでありますけ
れども、実際に乗ってみました。はっきり言
って、皆さんがおっしゃるよりも楽ですよ。
私は81歳になりました。間違えないで乗っ
て、間違えないでおりられました。こういう
高齢者はたくさんいるのですよ。今度は話が
横にずれますけれども、100円—100円
はそれでいいのですけれども、私たち75歳
以上の後期高齢者の年代の者は、厚生年金と
かはないのですよ。ほとんどが国民年金だと。
そうしたら、そこから後期高齢者医療保険、
介護保険、そして県・市民税などが引かれる
と、手取りが2万9,600円しか残らない
と。これでまた電車にお金がかかるという話
になってきます。こういう考えを持った人は
結構いるのですよ。ですから、無理だとは思
いますけれども、できれば要望だけしておき
たいのは、4月から9月までの日の長い、暖

かい時期だけでも、17時までというのが18時にならないのかということで、一度その事業者と協議をしていただけないかなということ要望しておきます。

尾上委員 関連して、バスは時間が非常に読みづらいので、せめて降車時間ではなくて乗車時間にいただけると、お年寄りも助かるのではないかと思いますので、そこら辺も含めて御検討いただければありがたいなというふうに思います。要望です。

松井委員 関連して、この利用者の登録者数ですが、平成29年度と平成28年度はどれだけあるのですか。

中心市街地
活性化推進課長 申込者数でございますが、平成28年度末は2万4,343人で、平成30年1月末の数字でございますが、2万4,655人となっております。

松井委員 路面電車とバスのそれぞれはどのようなのでしょうか。

中心市街地
活性化推進課長 これは全ておでかけ定期券の申込者数でございます。

石森委員 議案説明資料5ページをお願いします。健康まちづくり推進事業についてということで、先ほどからも歩くという話が出ておりますが、その中で1,880万6,000円の予算の中の一番下のほうに明細が出ているのですが、委託料に一番多くの予算が割かれております。この事業内容を含めて考えると、委託される内容というのは具体的にこういったものがあるのか、お聞かせください。

都市政策課長 今回の委託につきましては、先ほど部長も申し上げましたように、歩くということの課題整理ですとか、歩くことに対する意識啓発をしていくことがポイントになってくると思います。業務委託の中では、健康事業に寄与する、あるいは環境負荷を低減させるとか、まちなかのにぎわいを創出するといったような効果を生み出すということが期待されておりますので、そういった課題、どうやったらそれを実現できるのかというような課題整理ですとか、施策についての検討を行っていきたいというふうに思っています。

石森委員 それはここに書いてあることで、十分理解できるのですが、今言いましたように、具体的に委託される一仮にどこどこへ何々を委託す

るのだといった、具体的なことをお聞かせいただきたいと思います。

都市政策課長 具体的なことは、恐らくコンサルタントにお願いすることになると思います。ただ、内容につきましては、今ほど言った課題整理だとか施策検討になるのですが、もう1つは、今回、歩くまちづくりに対してどのような事業効果なり目標を設定するかということもあわせて検討していきたいなど。例えば、現在もある程度の降水量を見込んでいるのですけれども、どうやったらその降水量が増加できるのか、あるいは中心市街地の来街者の滞在時間をどのように延ばしていくかというようなことも検討することになると思います。

石森委員 私も健康に関することをいろいろとやっている立場から言うと、推進しようという割には何か少し線が細いように感じられます。事業内容の1番にも、都市・交通、福祉を含めた部局横断的に連携施策について整理・検討するというふうに書いてあり、いろんな部署で健康ということについては当然一はっきり言って、市全体のものが全て健康にかかわるものとして、計画されて実行されているということは十分理解しているのですが、やはり、

こういう形で都市政策事業費の中の推進事業としてはっきりうたう以上は一ここだけを見ておられるいろんな民間の団体がいて、やはりそれに期待する部分が大いなのは間違いないので、今私が申し上げたとおり、やはりもう少し具体性をもったものが活字になっていないといけないと思うのですが、どうでしょうか。

都市整備部長 御指摘のとおり、まず歩くことが健康ということは、もう誰もがわかります。歩いたら健康になる。例えば1歩歩いたら0.07円ほど医療費が下がるとかですね。けれども、それだけではないでしょうということを、しっかり数値としてデータを集めて、まずは検証したいということです。それは何かというと、健康以外にも例えばコミュニティーにどういう効果があるのか、例えば、ごみ出しには車でばかり行っていた人が歩いて行くようになったと。歩いて行くと、近所の人に会う、子どもたちにも会う、そうするとコミュニティーが発生し、それが子どもたちの見守りにもなるかもしれない。そういったことをどんどんデータ化して、市民にまず知ってもらおうということが基礎調査になります。その調査を踏まえた上で、その効果を最大限に引き出す

ためには各部局が連絡して、どんな事業に取り組めばいいのか—それが施策立案という流れになろうかと。それから目標も設定して、年次計画で取り組んでいくと。そのスタートの計画づくりです。今までは漠然と、健康あるいはコミュニティーにもいいということでしたが、もっと効果があるのではないかと。例えば地元で歩いて暮らすようになると、私の校区にある小さな魚屋さんや肉屋さんはいまだに繁盛しています。そういうように歩く習慣ができると地域の商店の活性化にもつながるとかそういうことですね。データでまずしっかりと分析する。それをもとに、施策の企画立案、目標設定、そして各部局が横断して進んでいくということで、何分にも初年度ですので、まだまだ検討しなければいけないことはたくさんあると思いますけれども、イメージとしては、今ほど私が申し上げたようなイメージです。

石森委員

今、都市整備部長のお話をお聞きして、平成30年度にしっかりとそういった課題等々を含めて目標を設定されてということになろうかというふうにお聞きしたのですけれども、当然そういったものをしっかりと出していたで、その後成果だったり、また課題だ

ったりというのが出てくるのだとは思いますが、これを見ると全て委託に一申しわけないですが、委託するということはその業者というふうな感覚があったので、質問させていただきました。とにかく、しっかりとそういったものを踏まえて委託されるのは結構なのですけれども、業者に対してそういう趣旨をしっかりと説明をしていただいて、調査をしていただいて、目標を設定していただければと思います。よろしくお願いします。

岡部委員

議案説明資料32ページの通学定期補助事業の件でございますが、昨日も補正予算の関係で少し数字を見させていただきました。前年の予算から見たら、350万円くらいを減額した形になっておりますが、先日の富山新聞のほうにここ数年の数字が出ておりました。2015年度は63人で、2016年度は103人、2017年度は125人ということですが、これは高どまりという感じで、この予算設定なのでしょうか。

居住対策課長

4年目を迎えるわけでございますけれども、新規の申込みの方につきましては、一定程度データが積み上がってきて、変わらないというようなことでもあります。あと、今、御利用

の皆様が継続されるのか、この方たちがどれだけの継続率であるかという予測が非常に難しいところでございます。今回の予算につきましては、皆さんが比較的継続されるということを前提に積み上げさせていただいているものでございます。もしかしたら、来年度、実際に実行したときには継続されない方も恐らく出てくるとは思いますけれども、今のところ、御利用いただいている皆さんは引き続きということで積み上げております。継続されない方については、どういう理由で継続されないのかというところをお聞きした上で、この事業の検証を行ってまいりたいというふうに考えております。

岡部委員

不足があれば補正予算ということも考えられると思うのですけれども、県外への転出防止にも一定の成果が出ていると評価をしているわけです。そういう意味では、あまり補助事業として下げないほうがいいのではないかとこのように思っています。

もう1点、議案説明資料8ページの屋外広告物適正化事業でございますが、これは目的として良好な景観の形成、違法屋外広告物に対して是正指導を行うということで、改修とか撤去に要する工事費の一部を補助するという

ことです。予算額としては撤去、改修関係では500万円ということになっておりますが、平成28年10月からこの条例が施行されております。まず1つは、撤去補助の基準がどうなっているのかということと、この間、改善をしたのかという部分で、いわゆる業者の負担分と市の補助金部分はどういう割合になっているのかをまずお聞かせください。

都市政策課長

まず、補助金の中身といいますか、ルールなのですが、まず対象工事費の3分の1を補助限度としております。それから区域によって補助の限度額が異なりまして、通常的一般区域と言われるところについては野立、あるいは屋上広告については20万円、それから壁面ですとか、突出し広告については10万円を限度としております。ただ、景観まちづくり推進区域—富山市ですと大手モールなどがそれに当たるのですが、そういうところについては、野立、屋上広告については40万円、それから壁面、突出し広告については20万円を限度としております。それからもう1つ、実績でございますが、これまで補助を重ねて行わせていただいているのですけれども、平成28年度につきましては13件、平成29年度—これもまだ3月末はカウントできてい

ないのですが、現状では同じ13件となっております。おまして、対象工事費の3分の1を基準として市から補助している状況であります。

岡部委員 聞くとところによると、地鉄ビルの上にコカ・コーラの看板がありますね。あれも対象になっているというふうに聞いたのですが、どうですか。

都市政策課長 すみません。具体的な対象物の状況については把握していないのですが、中心市街地の大きなビルについては、比較的協力いただいております。徐々にになりますが改修をいただいているということは、非常にありがたいなと思っております。

岡部委員 相当な金額がかかるように感じるのですよね。そういう意味では事業者の皆さんの負担が大変大きくなるのではないかとということと、逆に広告収入が入っている部分があるので、事業者としてはかなりの損失になると。そういうことも含めて検討いただくとか、あるいは富山市の広告に変えるようなことを考えるなども含めて検討されてはどうかというふうに思いますが。

都市政策課長　　そもそも、この条例が平成17年度に制定された後、幾つか基準の改定—平成26年度や平成28年度に中心市街地の突出し広告の規制を行いました。確かに改修については非常に大きな費用がかかるということは認識しております。それで、いわゆる条例改正になって基準額が厳しくなったことによって、既存不適格になった事業主、広告主の皆様には一応10年間を目途として改修していただくようお願いしているところでして、都合のいいことかもしれませんが、その間に、何とか資金計画、改修計画を立てていただいて、何とか御協力いただきたいというような趣旨で、その都度、定期的に改修のお願いをしてきているところでございます。

委員長　　ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長　　ないようですので、これをもって、議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第1号中都市整備部所管分、議案第16号、議案第52号、以上3件を一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第1号中都市整備部所管分、議案第16号、議案第52号、以上3件を一括して採決いたします。

各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって各案件は、原案可決されました。

以上で、都市整備部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、都市整備部所管分で、議案以外に何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

ないようですので、この程度にとどめます。

以上で、都市整備部所管分を終了いたします。

お諮りいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

来週、3月20日（火曜日）は、午前10時から委員会を開き、上下水道局、建設部所管分の議案の審査などを行います。

本日はこれをもって散会いたします。